

○上越市地域協議会委員の選任に関する条例

平成16年12月21日

条例第30号

改正 平成20年2月6日条例第2号

平成21年3月27日条例第12号

平成21年3月27日条例第14号

平成25年9月30日条例第53号

平成27年12月15日条例第133号

(目的)

第1条 この条例は、上越市自治基本条例（平成20年上越市条例第3号）第33条第4項の規定に基づき、地域協議会の構成員（以下「委員」という。）の選任の手續等を明らかにすることにより、委員の選任をより一層、公明で、かつ、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとするを目的とする。

(委員資格者)

第2条 市長が委員に選任することができる者（以下「委員資格者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 委員を選任しようとする地域協議会が置かれている地域自治区の区域内に住所を有する者であること。
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づき本市の議会の議員の候補者となることができる者（次条の規定による公募を開始した日から委員が選任される日までの間に同法第3条に規定する公職（以下「公職」という。）の候補者となった者を除く。）であること。この場合において、同法第89条第1項本文の規定による公務員の立候補制限は、規則で定める者を除き、臨時又は非常勤の者には適用しないものとする。

(委員の選任の方法)

第3条 市長は、委員を選任しようとするときは、委員資格者のうちから委員に選任されようとする者を公募し、当該公募に応じた者（以下「委員候補者」という。）について投票を行い、当該投票の結果を尊重し、委員を選任しなければならない。

(委員の選任の方法の特例)

第4条 市長は、前条の規定にかかわらず、委員候補者の数が上越市地域自治区の設置に関する条例（平成20年上越市条例第1号。以下「設置条例」という。）第5条第2項に規定する委員の定数（以下「定数」という。）を超えないときは、前条の規定による委員候補者についての投票（以下「選任投票」という。）を行わず、委員候補者のうちから委員

を選任することができる。

2 市長は、前項の規定により委員を選任しても、なお委員が定数に達しない場合は、委員が定数に達するまで委員資格者のうちから委員を選任することができる。

3 市長は、前条の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合は、委員が定数に達するまで委員資格者のうちから補欠委員を選任することができる。

(公募の開始の期日等)

第5条 第3条の規定による公募（以下「公募」という。）の開始の期日は、次のとおりとする。

(1) 委員の任期満了による公募 任期が終わる日の前50日以内の日

(2) 地域協議会の設置による公募 設置の日から30日以内の日

2 公募の期間は、少なくとも10日間とする。

3 公募の開始の期日及び期間は、公募開始の前日に告示しなければならない。

(選任投票の執行)

第6条 選任投票は、市長が執行する。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、選任投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(選任投票の期日)

第7条 選任投票の期日は、次のとおりとする。

(1) 委員の任期満了による選任投票 任期が終わる日の前30日以内の日

(2) 地域協議会の設置による選任投票 設置の日から50日以内の日

2 選任投票の期日は、少なくとも7日前に告示しなければならない。

(投票資格者)

第8条 選任投票において投票を行うことができる者（以下「投票資格者」という。）は、委員を選任しようとする地域協議会が置かれている地域自治区の区域内に住所を有する者で、かつ、選任投票を公職選挙法に基づく本市の議会の議員の選挙とみなした場合において、その選挙権を有する者とする。

(投票資格者名簿)

第9条 選挙管理委員会は、投票資格者について、公職選挙法に基づく選挙人名簿に準じて、投票資格者名簿を調製しなければならない。

(公報の発行)

第10条 選挙管理委員会は、選任投票を行うに当たっては、委員候補者の氏名、年齢、経歴、応募動機等を記載した公報を発行しなければならない。

(投票運動)

第11条 選任投票に関する運動（以下「投票運動」という。）は、投票資格者の自由な意思を確保するため、公明かつ適正に行わなければならない。

2 投票運動については、公職選挙法第13章（第141条第8項、第142条第5項、第143条第4項及び第15項、第144条の2から第144条の5まで、第147条後段、第161条第3項及び第4項、第172条の2、第175条（党派別の掲示に関する部分に限る。）並びに第177条を除く。）の規定中地方公共団体の議会の議員の選挙に関する規定（本市の議会の議員の選挙に適用されるものに限る。）を準用する。

3 市長は、第3条の規定にかかわらず、前2項の規定に反する投票運動（以下「違反投票運動」という。）を委員候補者が自ら行ったと認められる場合又は委員候補者がその支援者に行わせたと認められる場合は、当該委員候補者を委員に選任しないことができる。

(投票及び開票)

第12条 選任投票の投票及び開票については、公職選挙法に基づく本市の議会の議員の選挙の例により行うものとする。

(投票結果及び委員選任の告示)

第13条 市長は、選任投票の結果が確定したときはその結果を、委員を選任したときはその住所及び氏名をそれぞれ速やかに告示しなければならない。

(委員の解任)

第14条 市長は、委員がその在任中に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該委員を解任しなければならない。

- (1) 公職の候補者となったとき。
- (2) 委員資格者でなくなったとき。

2 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。
- (2) 委員候補者であったときに違反投票運動を自ら行ったと認められるとき。
- (3) 委員候補者であったときに違反投票運動をその支援者に行わせたと認められるとき。
- (4) 前2号に定めるもののほか、委員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

3 委員は、前2項の規定による場合を除くほか、その意に反して解任されることがない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。
(設置条例の一部改正に伴う手続の特例)
- 2 第5条第1項第2号の規定にかかわらず、上越市地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例(平成21年上越市条例第14号。以下「改正条例」という。)の規定による改正後の設置条例第4条の規定により置かれる高田区地域協議会、新道区地域協議会、金谷区地域協議会、春日区地域協議会、諏訪区地域協議会、津有区地域協議会、三郷区地域協議会、和田区地域協議会、高土区地域協議会、直江津区地域協議会、有田区地域協議会、八千浦区地域協議会、保倉区地域協議会、北諏訪区地域協議会及び谷浜・桑取区地域協議会の委員の公募その他選任に必要な手続は、改正条例の施行の日前においても行うことができる。この場合において、第2条第1号中「置かれている」とあるのは、「置かれる」と読み替えるものとする。

附 則(平成20年条例第2号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 平成20年4月1日

附 則(平成21年条例第12号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第14号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第53号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第133号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月29日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後に任期が開始する委員について適用

し、同日前に任期が開始した委員については、なお従前の例による。